

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表4の項、5の項、6の項及び7の項中「第16項」を「第20項」に改め、同表8の項、9の項及び10の項中「第19項」を「第28項」に改め、同表11の項中「第24項」を「第38項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に規定する日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。